

# 埼玉県大気汚染緊急時対策要綱

(オキシダント)

埼玉県環境部大気環境課

# 埼玉県大気汚染緊急時対策要綱

## (目的)

第1 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第23条及び埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）第106条に規定する大気汚染に係る緊急時（以下「緊急時」という。）における知事の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （緊急時の対象物質）

第2 この要綱で定める緊急時の対象物質は、オキシダントとする。

## （測定方法）

第3 オキシダントの大気中における含有率の測定は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省、通商産業省令第1号）第18条第1項第5号に規定する方法により行うものとする。

## （対象地域）

第4 オキシダントに係る緊急時の対象地域は、別表1に掲げるとおりとする。

## （緊急時の区分並びに発令及び解除の基準）

第5 オキシダントに係る緊急時の発令及び解除の区分は、光化学スモッグ予報、光化学スモッグ注意報、光化学スモッグ警報、光化学スモッグ重大緊急報とし、発令及び解除の基準は、別表2に掲げるとおりとする。

## （緊急時の発令及び解除）

第6 オキシダントの測定値が別表2に掲げる発令基準又は解除基準に達したときは、大気環境課長は別表1に掲げる地域ごとに発令又は解除するものとする。

2 前1項の緊急時の発令及び解除は、別表3に掲げる測定局（以下「基準測定局」という。）における測定値により決定するものとする。ただし、必要と認めるときは、基準測定局以外の測定局における測定値を参考とするものとする。

## （緊急時の措置）

第7 緊急時の発令又は解除を行ったときは、大気環境課長は別図1の連絡系統により、市町村及び関係機関の協力を得て、速やかに一般へ周知するとともに、発令地区内の別表4に掲げる事業者（以下「オキシダントばい煙発生事業者等」という。）に対して、別表6に掲げるばい煙の削減に係る措置を講じるよう協力を求め、又は命ずるものとする。

2 環境管理事務所長は、所管するオキシダントばい煙発生事業者等に対し、様式1による緊急時における措置の実施計画（変更、廃止を含む。）を届け出るよう求めるものとする。

また、発令地区内のオキシダントばい煙発生事業者等は、前項の規定に基づき講じることとされている別表6に掲げる措置の全部又は一部に替わり、別表7に掲げる燃料使用量の削減に準ずる措置を講ずることができる。

3 オキシダントばい煙発生事業者等は、重大緊急報の発令により燃料使用量の削減命令を受けた場合、ただちに必要な措置を講ずるものとする。

また、環境管理事務所長は、所管するオキシダントばい煙発生事業者等に対し、その措置状況について報告するよう求めるものとする。

(公安委員会への要請)

第8 光化学スモッグ重大緊急報を発令したときは、埼玉県公安委員会に対し道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条の2第1項の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

(気象情報の収集)

第9 緊急時の措置に関し必要な気象情報は、気象庁、気象業務法（昭和27年法律第165号）第17条第1項に規定する予報業務許可事業者、及びその他気象の観測を行う者から収集するものとする。

(被害発生状況の通報及び調査等)

第10 被害の届出を受けた関係機関は、様式2又は様式3によって被害状況を受理し、別表8及び別図2に示すところによって通報するとともに、必要に応じ調査等を実施するものとする。

(関係市町村の協力)

第11 緊急時の措置を行うに当たっては、関係市町村長に対し、必要な協力を求めるものとする。

(国及び関係都県との連絡等)

第12 この要綱の実施に当たっては、国及び関係都県と連絡を密にし、運用の適正を図るものとする。

## 附 則

1 この要綱は、昭和47年6月10日から実施する。

2 埼玉県大気汚染緊急時対策要綱（昭和45年6月30日決裁）及び埼玉県光化学スモッグ暫定対策要綱（昭和45年7月31日決裁）は、廃止する。

## 附 則

この要綱は、昭和48年4月20日から実施する。

## 附 則

この要綱は、昭和48年7月1日から実施する。

## 附 則

この要綱は、昭和49年5月1日から実施する。

## 附 則

この要綱は、昭和51年8月16日から実施する。

## 附 則

この要綱は、昭和52年7月1日から実施する。

## 附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。

## 附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月6日から施行する。

別表 1

## オキシダントに係る緊急時の対象地域

(40市、22町、1村、計63市町村)

地域の区分	地域の範囲
県南東部地区 (6市1町)	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
県南中部地区 (9市1町)	さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、伊奈町
県南西部地区 (10市1町)	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町
県北東部地区 (6市2町)	加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
県北中部地区 (6市4町)	熊谷市、行田市、東松山市、鴻巣市、桶川市、北本市、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町
県北西部地区 (6町1村)	毛呂山町、越生町、小川町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、寄居町
本庄地区 (2市3町)	本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町
秩父地区 (1市4町)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

別表 2

## オキシダントに係る発令及び解除の基準

緊急時の区分	発 令 基 準	解 除 基 準
光化学スモッグ 予 報	気象条件及びオキシダント測定値等を検討し、下三欄のいずれかに掲げる状態が発生すると予測されるとき。	左欄に掲げる状態がないと認められるとき。
光化学スモッグ 注 意 報	いずれかの基準測定局において、オキシダント測定値が $0.12 \text{ ppm}$ 以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	当該発令地区内の全ての基準測定局において、オキシダント測定値が $0.12 \text{ ppm}$ 未満であって、気象条件からみてその状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。
光化学スモッグ 警 報	いずれかの基準測定局において、オキシダント測定値が $0.20 \text{ ppm}$ 以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	当該発令地区内の全ての基準測定局において、オキシダント測定値が $0.20 \text{ ppm}$ 未満であって、気象条件からみてその状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。
光化学スモッグ 重 大 緊 急 報	いずれかの基準測定局において、オキシダント測定値が $0.40 \text{ ppm}$ 以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	当該発令地区内の全ての基準測定局において、オキシダント測定値が $0.40 \text{ ppm}$ 未満であって、気象条件からみてその状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。

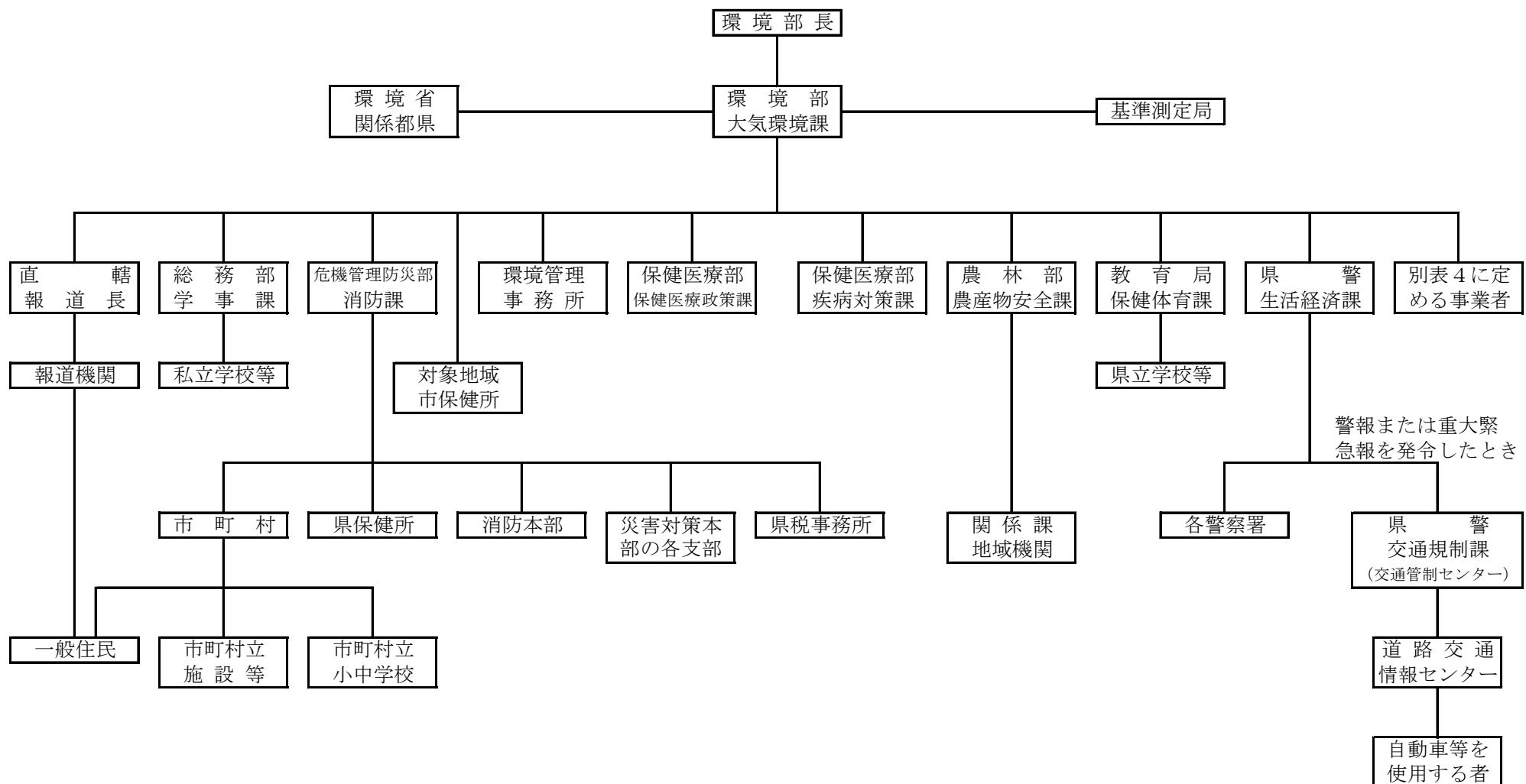
別表3

## オキシダント基準測定局

番号	測定局名	所在地 (所在地名)
1	三郷	三郷市三郷3-2-1 (三郷市立早稲田小学校)
2	八潮	八潮市中央1-3-1 (八潮市水道部)
3	草加市西町	草加市西町425-2 (草加保健所)
4	越谷市東越谷	越谷市東越谷3-14 (越谷市東越谷第二公園)
5	春日部	春日部市谷原1-3 (春日部市谷原第1公園)
6	川口市南平	川口市東領家2-27-1 (川口市領家第1公園)
7	戸田	戸田市新曾1093 (埼玉県立戸田翔陽高等学校)
8	和光	和光市諏訪3-20 (和光市立第四小学校)
9	新座	新座市本多1-4 (新座市水道管理センター)
10	さいたま市役所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 (さいたま市役所)
11	さいたま市大宮	さいたま市大宮区大門町3-3 (さいたま市立大宮小学校)
12	さいたま市岩槻	さいたま市岩槻区本町6-175-10 (さいたま市所有地)
13	上尾	上尾市浅間台3-35 (上尾市浅間台大公園)
14	富士見	富士見市鶴馬1800-1 (富士見市役所)
15	所沢市北野	所沢市小手指南1-25-15 (所沢市所有地)
16	狭山	狭山市堀兼361 (狭山市立堀兼公民館)
17	入間	入間市豊岡4-2-1 (入間市運動公園)
18	飯能	飯能市双柳75 (埼玉県飯能県土整備事務所)
19	川越市川越	川越市宮下町2-7-4 (川越市所有地)
20	坂戸	坂戸市芦山町11 (坂戸市芦山公園)
21	日高	日高市中鹿山81 (日高市高麗川南公民館)
22	蓮田	蓮田市蓮田5-30 (蓮田市所有地)
23	幸手	幸手市幸手2262 (幸手市所有地)
24	久喜	久喜市江面85 (久喜市立久喜南中学校)
25	加須	加須市北小浜1060-1 (埼玉県水産研究所)
26	羽生	羽生市東9-1-1 (羽生市羽生中央公園)
27	宮代	宮代町学園台4-1 (日本工業大学)
28	鴻巣	鴻巣市中央1-1 (鴻巣市役所)
29	東松山	東松山市五領町8 (東松山市五領町近隣公園)
30	行田	行田市長野2-3-17 (行田市保健センター)
31	熊谷	熊谷市宮町2-47-1 (熊谷市役所)
32	熊谷妻沼東	熊谷市妻沼東1-1 (熊谷市妻沼中央公民館)
33	毛呂山	毛呂山町目白台2-31-1 (毛呂山町きつつき公園)
34	小川	小川町大塚1105 (埼玉県立小川高等学校)
35	寄居	寄居町寄居206 (寄居町立寄居小学校)
36	本庄	本庄市日の出4-2-45 (本庄市立本庄東中学校)
37	深谷	深谷市上野台508 (深谷市立桜ヶ丘小学校)
38	本庄児玉	本庄市児玉町児玉1355-1 (本庄市立児玉小学校)
39	秩父	秩父市日野田町1-1-44 (埼玉県秩父農林振興センター)
40	皆野	皆野町皆野1420-1 (皆野町役場)

別図1

## 大気汚染緊急時連絡基本系統図



別表 4

緊急時の措置に係るばい煙発生事業者

オキシダント 大量ばい煙発生 事業者	大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設のうち、設置したばい煙発生施設*のバーナーの燃料の燃焼能力（ボイラーラーについては、燃料の燃焼能力）を重油換算した量の合計が事業所単位で1,000L/h以上と算定されるばい煙排出者
オキシダント ばい煙発生 事業者	大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設のうち、設置したばい煙発生施設*のバーナーの燃料の燃焼能力（ボイラーラーについては、燃料の燃焼能力）を重油換算した量の合計が事業所単位で500L/h以上1,000L/h未満と算定されるばい煙排出者

\* 別表5のばい煙発生施設を当該算定の対象施設とする。

ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所に設置した施設は除く。

別表 5

## 算定対象のばい煙発生施設一覧

項目番号*	施設の種類	規制対象規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力 50ℓ/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	バーナーの燃料の燃焼能力 50ℓ/時以上
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	バーナーの燃料の燃焼能力 50ℓ/時以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	バーナーの燃料の燃焼能力 50ℓ/時以上
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	バーナーの燃料の燃焼能力 50ℓ/時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力 6ℓ/時以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	バーナーの燃料の燃焼能力 50ℓ/時以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	バーナーの燃料の燃焼能力 50ℓ/時以上
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	バーナーの燃料の燃焼能力 50ℓ/時以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	バーナーの燃料の燃焼能力 20ℓ/時以上
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力 3ℓ/時以上
21	磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力 50ℓ/時以上
23	トリポリ磷酸ナトリウムの製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	バーナーの燃料の燃焼能力 50ℓ/時以上
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力 10ℓ/時以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力 4ℓ/時以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	バーナーの燃料の燃焼能力 4ℓ/時以上

\* 大気汚染防止法施行令別表第1の上欄に掲げる項目番号とする。

別表 6

## オキシダントに係る緊急時の措置

緊急時の区分	求める緊急時の措置の内容
光化学スモッグ 予 報	オキシダント大量ばい煙発生事業者に対して、燃焼管理の徹底、不要不急の燃焼の自粛等、燃料使用量の削減（これに準ずる措置として別表 6 に掲げるものを含む。以下同じ。）について協力を求める。
光化学スモッグ 注 意 報	(1) オキシダント大量ばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量の 20 % 程度削減するよう協力を求める。 (2) オキシダントばい煙発生事業者に対して、燃焼管理の徹底、不要不急の燃焼の自粛等、燃料使用量の削減について協力を求める。
光化学スモッグ 警 報	(1) オキシダント大量ばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量の 40 % 程度削減するよう勧告する。 (2) オキシダントばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量の 20 % 程度削減するよう協力を求める。
光化学スモッグ 重 大 緊 急 報	(1) オキシダント大量ばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量の 40 % 程度削減するよう命ずる。 (2) オキシダントばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量の 20 % 程度削減するよう命ずる。

別表 7

## 燃料使用量の削減に準ずる措置

燃料使用量の削減に準ずる措置		燃料使用量の削減率としてみなす割合 [%]
	A 重油専焼	20
窒素成分の少ない燃料への転換	灯油・軽油・ガス専焼 その他同等の効果があると県が認める燃料	30
窒素酸化物の排出量の少ない燃焼方法への転換	低NO <sub>x</sub> バーナー・二段燃焼・ 水蒸気又は水吹込み その他同等の効果があると県が認める燃焼方法	20

※ 燃料使用量の削減に準ずる措置の併用は、それぞれの和とする。

被害発生状況の連絡方法

1 健康被害

一般住民（事業所、団体等を含む。）及び学校（小・中・高等学校、幼稚園等）から届出のあった被害状況は、保健所を経由して、最終的に県保健医療部疾病対策課で集計し、環境部大気環境課に通報するものとする。

この被害状況の集計は、緊急時の発令の有無にかかわらず、次によつて行うものとする。

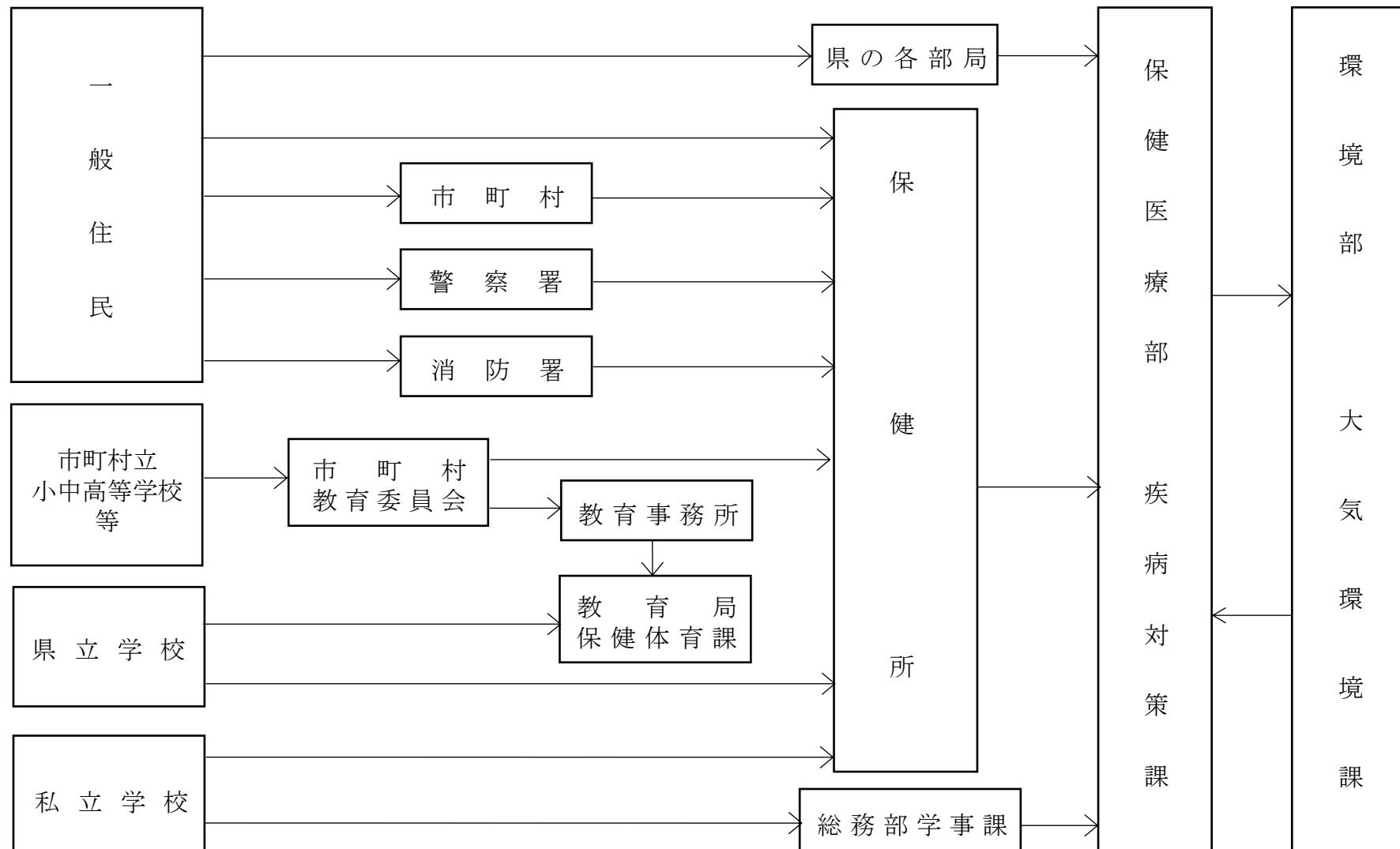
- (1) 市町村、市町村教育委員会（市町村立学校等を含む。）、消防署及び警察署で受理した被害状況は、所轄保健所に連絡する。なお、このほか市町村教育委員会でまとめた被害状況は、県教育事務所を経て県教育局保健体育課に連絡する。
- (2) 県立学校の被害状況は、所轄保健所に連絡するとともに、県教育局保健体育課に連絡する。
- (3) 私立学校等の被害状況は、所轄保健所に連絡するとともに、県総務部学事課に連絡する。
- (4) 県各部局で受理した健康被害状況は、県保健医療部疾病対策課に連絡する。

2 植物被害

農業者等から届出のあった被害状況は、県農林部関係地域機関を経由して、最終的に県農林部農産物安全課で集計し、環境部大気環境課に通報するものとする。また、市町村に届出のあったものは、県農林部関係地域機関に連絡するものとする。

別図2

## 健康被害発生状況連絡系統図



様式 1

オキシダントに係る緊急時の措置実施計画（変更・廃止）届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県 環境管理事務所長

届出者

〔  
氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
〕

電話  
FAX

埼玉県大気汚染緊急時対策要綱第7第2項の規定により、オキシダントに係る緊急時の措置の実施計画を作成（変更・廃止）したので、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
緊急時の電話番号	
緊急時のFAX番号	
緊急時の措置実施計画	別紙のとおり

- 備考 1 緊急時の電話番号及びFAX番号は、緊急時の発令又は解除を行った時に、必要な措置を講ずるように協力を求め、若しくは命令等を行う場合に使用する。
- 2 廃止に当たっては、「緊急時の措置実施計画」の欄の「別紙のとおり」を削除し、当該計画を廃止した旨を記載すること。

## 別紙

## 緊急時の措置実施計画

ばい煙発生施設の種類				平均削減率 (%)
バーナーの燃料の燃焼能力(l/h)				
A 夏期1時間当たりの通常燃料使用量(l/h)				
B 削減に準ずる措置		内容		
		みなし削減率(%)		
緊急時におけるばい煙削減計画	予報時	C 燃料使用量(l/h)		
	削減率(%) = 100 - (100 - B) × C ÷ A			
	注意報時	C 燃料使用量(l/h)		
	削減率(%) = 100 - (100 - B) × C ÷ A			
	警報時	C 燃料使用量(l/h)		
	削減率(%) = 100 - (100 - B) × C ÷ A			
重大緊急報時		C 燃料使用量(l/h)		
		削減率(%) = 100 - (100 - B) × C ÷ A		
参考事項				

- 備考 1 計画は、ばい煙発生施設ごとに記入する。ただし、ばい煙発生施設が多数にあり、この用紙に書ききれない場合は、合計だけを記入し、明細を別紙としてもよい。
- 2 要綱別表4中の重油換算は、重油100l当たりが液体燃料は10lに、ガス燃料は16m<sup>3</sup>に、固体燃料は16kgにそれぞれ相当するものとして本計画に記載すること。
- 3 要綱別表7中の燃料使用量の削減に準ずる措置を行う場合は、その措置の内容を各相当欄に記載すること。また、窒素成分の少ない燃料への転換と窒素酸化物の排出量の少ない燃焼方法への転換を併用する場合にあっては、それぞれの削減率の和をみなし削減率とする。
- 4 夏期の1時間当たりの通常燃料使用量は、4~10月の13~16時における1時間当たりの予定使用量とする。
- 5 夏期に交互使用する複数の施設である場合は、燃焼能力が大きい方の施設について記載し、交互使用する旨を参考事項に記載すること。
- 6 ボイラーについては、燃料の燃焼能力を記載すること。
- 7 削減が困難な施設は削減率の欄に「対象外」と記載し、理由を参考事項に記載すること。

## 様式 2

## 健 康 被 害 状 況 受 理 票

原因	オキシダント・不明							
報告者 :	月 日 報告を受けた日時				受信者 :			
発生年月日	午前・午後 年 月 日 (曜日) ~ 午前・午後						頃 まで	
発生場所					所在地	市 町 村		
被害人員	小 中 学 生	男 人 女 人	高 大 学 生	男 人 女 人	一 般 人	男 人 女 人	総 計	人
症 状								
1 目が痛い 2 涙がでる 3 のどが痛い 4 咳がでる 5 胸苦しい 6 息苦しい 7 手足が痛い 8 手足が痺れる 9 頭が痛い 10 吐き気がする 11 鼻が痛い 12 鼻水がでる 13 声がかれる 14 意識障害 15 その他(具体的に : ) )								
処 置								
1 入 院 2 帰 宅 3 休 息 4 洗 眼 5 うがい 6 安 静 7 医師の手当 8 その他								
回復に要した時間				煙霧の有無		臭気刺激の有無		
				有・無		有・無		
状況	発生場所に何人いたか、被害者の 氏名、年齢、住所、連絡先(TEL)			大気汚染の状況 (予報・注意報発令状況等)				
				気 象 の 条 件 (天気・気温等)				
				植 物 の 異 常				

※学校等関係機関で健康被害が発生した場合は、埼玉県教育委員会策定の「学校における光化学スモッグ対策要領」に基づく光化学スモッグ健康被害発生届により報告すること。

## 様式 3

## 植物被害状況受理票

原因	オキシダント・不明		
報告者	報告を受けた日時	月	日
(連絡先 Tel )		時	分
発生(発見)日時	月	日	時 分
被害のあった植物名 及び面積			
被害発生場所	市	番地	
市	町	村	
その場所の状況・特徴			
被害状況・症状			
その他(発生日及びその 1~3日前の気象条件等) で気付いたことなど)			
受信者のその後の措置			